

# 核開発に反対する会

2011.2 ニュース No. 38

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-2-13-502 号室 Tel. 03-3261-1128(午前中)

郵便振替 口座名: 核開発に反対する会 口座番号: 00160-3-615391

A. ニュース購読費(月刊ニュース 12 号分) 4000 円

B. 維持会費(月刊ニュース 12 号分 + 資料等) 10000 円

HP <http://kakukaihatsu-hantai.jp> 連絡先 E メール [mail@kakukaihatsu-hantai.jp](mailto:mail@kakukaihatsu-hantai.jp)

## ①高速増殖炉は増殖しない

## ②高速増殖炉は核兵器材料を作る

核開発に反対する会 梶田敦

高速増殖炉は、使った燃料より作り出す燃料の方が多いと、これまで宣伝してきた。多くの人々はこれを信じて高速増殖炉を認めてきた。しかし、これはウソだった。

国際核燃料サイクル評価(INFCIE)は、30 年も前、高速増殖炉(100 万 kw 発電炉・70%稼働)のプルト(Pu)収支を報告していた。(この文では、プルトニウムのことをプルトという。ウラニウムをウランというのと同じである)

この INFCIE 報告によれば、表 1 が得られる。ここで、分裂性 Pu とは、質量数が奇数のもの、Pu239 と Pu241 のことで、

年間利得	209	243
------	-----	-----

質量数が偶数の Pu238、Pu240、Pu242 は核分裂せず、しかも核分裂を妨害する。

この表 1 によれば、分裂性プルトを年間 1292 キロ投入して、1501 キロ生産する。したがって、年間 209 キロ増えて、高速増殖炉では消費した燃料より生産した燃料の方が多く、増殖することになるという。

しかし、この説明は間違っている。この説明では、運転開始のとき初期投入する分裂性プルトの量が抜けている。その量は 3230 キロだから、これを年間に増える 209 キロで割ると、15.5 年かかる。つまり、発

表 1 分裂性プルトと全プルトの収支

	分裂性 Pu (kg)	全 Pu (kg)
初期投入	3230	4633
年間投入	1292	1853
年間発生	1501	2096

### 目次

高速増殖炉は増殖しない .....	1
文部科学省交渉 .....	3
もんじゅと北陸新幹線 .....	7
もんじゅの修理費のニュースを読んで 8	
いったいいいくらかかるのか .....	9
梶田裁判報告 東大裁判第 8 回 .....	10
事務局日誌 .....	11

電を始めてから 16 年経たないと増殖にならないのである。

それだけではない、年間発生したプルトは、使用済み燃料から再処理して、これを抽出しなければならない。この再処理効率を 90% とすると、表 2 のように年間発生量は 1501 キロから 1351 キロと修正される。

表 2 分裂性プルトと全プルトの収支(修正)

	分裂性 Pu(kg)	全 Pu(kg)
初期投入	3230	4633
年間投入	1292	1853
年間発生	1351	1886
年間利得	59	3

つまり、年間利得はわずか 59 キロである。したがって、これで初期投入をまかなうには 55 年もかかってしまう。これは原子炉の寿命よりも長く、増殖しないという結論になる。私としては、何故これに気づかなかつたか、悔いが残る。

しかも、炉心にあるプルトを抽出する技術はなく、表 3 に示したように、ブランケットにある分裂性プルトは 238 キロしかない。これから年間投入の 1292 キロを引くと正味利得は大幅赤字になってしまふ。これまでの「増殖」という宣伝はまったくのウソだった。

そのうえ、ブランケットでは、全プルトの 98% が分裂性プルトである。94% 以上の分裂性プルトがあれば核兵器が作れるから、高速増殖炉は、核兵器生産のための原子炉であ

ることが分かる。

表 3 ブランケット燃料のプルト収支

	分裂性 Pu(kg)	全 Pu(kg)
初期投入	0	0
年間投入	0	0
年間発生	238	243
年間利得	238	243

そこで、文部科学省に、INFCIE の発表したプルト収支と同じものをニセもんじゅについても知らせるようにと、社民党の福島みづほ議員より申し入れてもらった。

これに対する文科省の答えは、「拒否」だった。文科省の回答は、原子力基本法第 2 条(成果の公開)に違反する。このような法律違反を文科省がする理由は、高速増殖炉の「増殖神話」がこの発表により大崩壊して、原子力政策の失敗がばれるからである。

今後、この告発活動を強めたい。

U-Pu 高速増殖炉におけるPu収支(100万kW発電炉・70%稼働)  
国際核燃料サイクル評価(INFCIE)第5作業部会報告書(1980年)p86

	238Pu	239Pu	240Pu	241Pu	242Pu	Fissile Pu	Total Pu
Initial loading (kg)							
Core	111.	2706.	1112.	524.	180.	3230.	4633.
Axial blanket	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.
Radial blanket	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.
Total	111.	2706.	1112.	524.	180.	3230.	4633.
Reloading* (kg/a)							
Core	44.	1083.	445.	209.	72.	1292.	1853.
Axial blanket	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.
Radial blanket	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.
Total	44.	1083.	445.	209.	72.	1292.	1853.
Discharge* (kg/a)							
Core	41.	1108.	476.	155.	73.	1263.	1853.
Axial blanket	0.	127.	3.	0.	0.	127.	130.
Radial blanket	0.	111.	2.	0.	0.	111.	113.
Total	41.	1346.	481.	155.	73.	1501.	2096.
Net gain* (kg/a)							
Core	-3.	25.	31.	-54.	1.	-29.	0.
Axial blanket	0.	127.	3.	0.	0.	127.	130.
Radial blanket	0.	111.	2.	0.	0.	111.	113.
Total	-3.	263.	36.	-54.	1.	209.	243.

# 文部科学省と交渉、見えてきたこと

核開発に反対する会 原田裕史

昨年12月、INFCEの発表したプルトニウム収支と同等の資料を入手するために、文部科学省（以下「文科省」）に対して、参議院議員福島みづほ氏より申し入れてもらいました。これに対し、文科省の答えは拒否でした。2011/01/20 同じく福島みづほ氏の仲介で文科省との交渉を行いました。

電力会社の原発は、自由を有する法人が活動するに当たって、国家権力が社会の安全の為法により規制を行う、あるいは国家権力が社会的利益のために助成を行う。という形式（もちろん形式だけです。日本の原発は全て国の肝いりですし、安全の為の法規制とも見えません。利益の還元も社会の一部に対してしかありません。）であるのに対し、「もんじゅ」の場合、高速増殖炉を建設するために、法を作り、動力炉核燃料開発事業団を立ち上げた。という違いがあります。つまり一般原発の場合、行政は「規制当局」ですが「もんじゅ」の場合、当事者です。国は原子力研究開発機構（以下「機構」）という子会社に対する親会社と言っても良いでしょう。

今回の交渉は、「機構」という子会社の不始末を親会社である行政に對して問いただすということになります。行政での担当は文科省になります。会場には「機構」の職員の方も2名列席していました。

議事は最初から時間が足りなくなることは明白でしたが、一通り文科省の説明を聞くことにしました。

## 被害状況の詳細

まず、8月24日の炉内中継装置落下事故の被害状況の説明をしてもらいます。こちらは「一覧」などを要求したのですが、一覧は用意されていませんでした。

焦点はナトリウム液面下の点検方法です。一般的な発電所に使われる軽水炉と違い、「もんじゅ」は冷却にナトリウムを使用します。ナトリウムは水と違い、光を通しませんから、軽水炉であれば水中カメラを使って見ること

が出来るような箇所であっても「もんじゅ」では調べることすらできません。

文科省もナトリウムに浸かったままのものを調べる方法は無いという認識のようですが、「できません」という言葉をしゃべってはいけないのか、「ナトリウムの液面下をどうやって調べるのか」という問い合わせに「液面上で調べます」という返答を繰り返します。

## 事故の原因と責任について

事故を起こした装置は、設計も製造も「東芝」でした。金額に関しては一括で契約しているのですぐには金額が出ないそうです。

事故後に掛かった費用を文科省は把握しておりません、「機構」からは全て作業が終わった後で報告があるだけだそうです。今後の費用も「機構」に一任です。（その後9億4000万円の報道がありました。別記事で山田太郎さんと坂東喜久恵さんの記事を掲載します。）

国庫負担に関しては、「メーカー責任」「機構の責任」、「両者に責任」が考えられますが、「メーカー責任」以外が国庫負担となるそうです。

問題はメーカー（東芝）に、どの程度責任があるかという点です。既に瑕疵担保責任の期限が切れているため、設計製造を行った東芝の責任は原則問えないそうです。

一般的な工場などでは、試験が終わるまでは、設備はメーカーの資産であり、故障が起こればメーカー負担で修繕します。そして「もんじゅ」はまだ試験中なのです。ところが、「もんじゅ」の設備は既に機構の資産になっています。

東芝が原因で税金が無駄に使われ、そのお金は東芝に還流するのです。

## 文部科学省の体制

文科省は核燃料サイクル全体で5人体制で全員兼任だそうです。それでは書類の整理役くらいしか出来ないでしょう。

費用の件、機構では厳密に「もんじゅ」に

掛かった費用の会計資料を持っていないそうです。予算 200 億円、決算が 16 億円の資料を出してきました。他の施設で使われた費用との区別が出来ない「どんぶり勘定」なので正確な金額が出せないです。

一般企業であれば、工場毎に会計を行い管理します。なぜ工場毎に会計をするかといえば、経営的には無駄をなくすためであり、税務的には嘘を無くすためです。「どんぶり勘定」では無駄も嘘もなくなりません。

「仕分け」ではもっと詳しい資料を出したりうと言ふと、それも無かったそうです。詳細な会計資料が無ければ、「仕分け」などできるはずもありません。



#### Puの収支に関するデータの件

2010 年 12 月に質問をしたプルトニウムの収支のデータの件を再度問いただしました。驚いたことに、プルトニウムの収支に関するデータを文科省は把握していませんでした。

文科省としては「行政上必要が無い」そうです。増殖するか否かにを判定する際に重要な、Pu の収支にも関心が無いと明言します。

「誰が」「何を」根拠に「国会議員から照会があつても公開する必要なし」と判断したか、という問い合わせに文科省は「機構が判断した」と答えました。文科省が判断したというのであれば、筋だけは通りますが、それすらありません。

「利益とはなにか」という問い合わせにも具体的な答えはありませんでした。文科省は機構に「公開したくない」と言わされたら、特に理由をただすことなく、すぐに引っ込んだわけです。それでは職務怠慢です。

機構は「学会では発表している」と言いますが、今回要求したデータは公表されていません。公開したく無い情報は隠し、公開したい情報を公開するのでは、単なる宣伝です。

原子力基本法では第二条で公開の原則を掲げています。非公開では平和利用を担保できないからです。「日本は諸外国とは違い、原子力は平和利用しかしない」と、言いながら、情報が非公開であれば口約束に過ぎません。

文科省の担当者は「IAEA の査察を受けている」と、言いますが、北朝鮮でも査察くらいは一時期受けていました。

#### 笹木副大臣の暴言

最後に、笹木副大臣が 2010 年 12 月 17 日に「もんじゅ」で訓示の際に「大トラブルではない」と妄言をはいていますが、その件に関して、「文科省の担当が大したことないと報告して副大臣がそう言ったのか」という問い合わせには「そのような報告はしていない」と返っていました。

#### まやかし復旧作業

時間が無くなり、12 月 16 日に機構が発表した復旧作業の内容まで話が出来ませんでした。

機構の発表内容は、前号に掲載しましたが、別紙の通り非常にいい加減な作業内容になつておらず、当然今後書き換えられていくと思われます。

次回以降追求したいと思います。

#### 文科省は放任

結論として、文科省は「放任」です。機構のやっていることを把握もせず、全て機構に「おまかせ」です。(本当は知つていて機構の所為にしているだけだと思いますが。) 親会社の自覚はありません。しかし、お金だけは出します。「文科省は機構のお財布」です。

そのお金は日本国民の血税です。増税が論議されている中、異常なお金の無駄遣いです。

しかも、その無駄遣いは核廃絶を国是とする国で、諸外国から核武装の疑いを掛けられる形で行われ、それが国民はおろか、国会議員にも内緒なのです。

今後も更に追及したいと思います。

・次回は 3 月を予定しています。

## 資料：文部科学省に出した質問

### もんじゅに関する質問

#### 1.1 被害状況の詳細

- 2010年8月26日に高速増殖炉「もんじゅ」で発生した炉内中継装置の落下事故について、以下の点を文部科学省はどういうふうに把握しているか。
1. 調べなければならない箇所の一覧
  2. 調べる箇所の調査方法
  3. 特に、ナトリウムの液面下の部分の調査方法
  - 特に、ナトリウム液面より下の調査結果。

#### 1.2 事故の原因と責任について

事故の原因と責任について、以下の点を文部科学省はどういうふうに把握しているか。

1. 事故の原因となった部品の設計責任は誰にあるのか。  
設計者は動力炉核燃料開発事業団(以下「動燃」)であるのか、日本原子力研究開発機構(以下「機構」)であるのか、メーカーであるのか。あるいは別の組織か。
2. 事故の原因となった部品の製造責任は誰にあるのか。  
設計および、製造を行った企業はどこか。
3. 設計および製造で問題のある設計になつたのか。
4. 設計および製造に必要だった金額はいくらであったか。
5. 炉内中継装置落下事故でこれまで掛かった費用はいくらであるか。
6. 炉内中継装置事故で今後必要な費用はいくらと見積もられているか。
7. 上金額のうち、国庫負担はいくらになるのか。
8. どのような経緯で問題のある設計になつたのか。  
(ア)なぜ、爪閉鎖ロッドの部品は扁平なのか  
(イ)なぜ回止めの工夫がされていなかったのか。
9. なぜ、設計ミスは見逃されたのか  
(ア)設計のチェックは何人で行ったのか

#### 1.3 12月16日原子力研究開発機構発表に関して不明な点

1. 2010年12月16日に、「機構」が今後の抜き取り工程に関する発表を行ったが、以下の部分について詳細を文部科学省は把握しているか。  
以下、○印のみは「機構」の発表資料と対応する。
  - ① 「撤去物」を取り去る方法
  - 特に、不活性ガスによる封止を破らず取り去る方法
- 作業に必要な人数、被曝量
- 据付物の固定方法
- 既存の固定ボルト穴を使用するのか
- ③ 簡易キャスクの材質と伸縮率
- 吊り上げの力の大きさ
- ④ 出入孔閉止プラグはどのようにして簡易キャスクに入れるのか
- ⑤ プラバッグの取り付け方法
- どのようにして簡易キャスクと入れ替えるのか  
プラバッグの固定は何を用いるのか  
出入孔閉止蓋の気密保持方法  
プラバッグの取り外し方法
2. 復旧工事後の状態は本来の設計と異なるが、そのまま原子炉を運転するのか。  
本来の設計と合わせてから原子炉を運転するのか。設計を変更するのか。
3. 設計変更の場合、政府による審査は必要であるか。
4. 審査が必要であれば、その手続きはどのようなものか。
5. 審査が必要であれば、その手続きはどのようなるか。

#### 全体として

1. 抜き取り作業でゴミは落ちないのか  
スリープの抜き取り時にかみ合い部分から細かいカスが落ちると思われる。
2. 閉止プラグ挿入時にもゴミが落ちるのではないか。

2. 作業中のナトリウムの温度
3. 作業中の各工工程において、作業に必要な人数、被曝量
4. 新規で製造する部材の予算
5. 全体の入件費

## 2. もんじゅに開わる文部科学省の体制について

### 2.1 予算・決算について

1. 「もんじゅ」に関する文部科学省の予算、決算の詳細
  2. 「もんじゅ」に関する原子力研究開発機構の予算、決算の詳細
  3. 「もんじゅ」に関する動力炉核燃料開発事業団の予算、決算の詳細
- ### 2.2 組織について
1. 「もんじゅ」を担当する組織はどこになるのか、
  2. 「もんじゅ」と担当している人数は何人か、  
専任・兼任があれば明示して欲しい

## 3. Puの収支に関するデータの件

平成22年12月21日付で文部科学省研究開発局原子力課より、「Puの収支に関する「もんじゅ」の燃料に関するデータは、公にすることにより諸外国の研究開発を不當に利用する可能性があることから、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第4号トの事業の適正な運行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、原子力研究開発機構から公表されいない。」と回答をいただいた。この件に関して、以下の質問にお答えいただきたい。

1. 文部科学省は「もんじゅ」の燃料に関するデータを把握しているのか。
2. 「諸外国の研究開発を不當に利用する」とは具体的にはどういうことか。  
既に INFCE により公表されているデータのもんじゅ版であって、既知の情報に属するものである。

2. いすれにしても公開は必要である。
3. 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する」と判断をした根拠を示せ。
4. 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第五条第四号ト」は「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」ではなく、「その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」である。今回「第五条第四号ト」が問題となつたのであれば、営利企業ではない原子力研究開発機構の「企業経営上の正当な利益」とは何か。
5. 独立行政法人日本原子力研究開発機構法第四条では(機構の目的)として「原子力基本法第二条に基づき」「これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する」と、うたっているが、今回のデータは「成果の普及」には該当しないのか。「諸外国の研究開発を利する」という理由で非公開とすることは、機構の目的である「人類社会の福祉」に反しないか。
6. 原子力基本法第二条に「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行おむとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」とあるが、今回のデータは、この主旨に背いても秘匿する必要的あるデータなのか。そう判断した根拠はなにか。誰が判断をしたのか。
7. 原子力基本法第二条の「公開」の原則は、そもそも非公開であれば平和利用であることを担保できないため、わが国の原子力研究の先達が考え出し、法創化した条項である。原子力基本法に定める「成果の公開」をしないことは、核武装の意思あり、と諸外国に表明する行為である。したがって、公開できないのであれば、事業を禁止すべきである。

改めて、INFCE報告書(1980)p86にあるデータと同等のPuの収支に関する「もんじゅ」の最新データ、または既存データの開示を要求する。

以上